

GPA 導入の意義と課題 一政策を中心に一

梶間みどり（佐賀大学高等教育開発センター）

1. はじめに

佐賀大学では、2005年度に GPA (Grade Point Average) の試行を行い、導入に向けての検討を行った。来年度以降も検討を行うが、そこでは GPA の意義について理解し、その活用についても検討することが重要である。そのためには、なぜ GPA が日本の高等教育政策において提言され、各大学において注目され始めたのかという経緯を理解しておくことが必要である。

そこで本稿では、GPA が注目される経緯となった政策的動向とその背景についてまとめる。そして、先導的に取り組んでいる大学の事例から、GPA の活用方法及びその活動を機能させるための条件整備についてまとめることとする。

2. GPA とは

GPA とは、「Grade Point Average」の略称である。GPA のもととなる GP (Grade Point) とは、授業科目毎に成績を「A、B、C、D、F」などのように段階的に評価し、各々の評価に対して与えられる「4、3、2、1、0」の点数を意味する。これに対して GPA とは、セメスターや在学期間全体など、一定期間における GP の単位当たりの平均値で、各科目の GP にその科目の単位数を乗じたものの合計を履修登録した科目の総単位数で割って算出するものである。

GPA の算出方法は多様である。例えば、次のようなものがある。

〈香川大学〉

$$\frac{(\text{秀の単位数} \times 4) + (\text{優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{履修登録単位数}}$$

*秀：100-90点、優：89-80点、良：79-70点、可：69-60点、不可：59点以下

〈武庫川女子大学〉

$$\frac{(\text{履修科目 (不合格科目含む) GP} \times \text{単位数}) \text{ の総和}}{\text{履修科目 (不合格科目含む) 単位数の総和}}$$

〈上智大学〉

$$4.0 \times A \text{ の修得単位数} + 3.0 \times B \text{ の修得単位数}$$

$+2.0 \times C$ の修得単位数 $+1.0 \times D$ の修得単位数

総履修単位数（不合格を含む）

* 〈合 格〉 A (100-90点) : GP4.0

B (89-80点) : GP3.0

C (79-70点) : GP2.0

D (69-60点) : GP1.0

〈不合格〉 F (59点以下) : GP 0

多くの大学で取り入れられている算出式は、下記のものである。佐賀大学での試行においても下記の式で GPA を算出した。

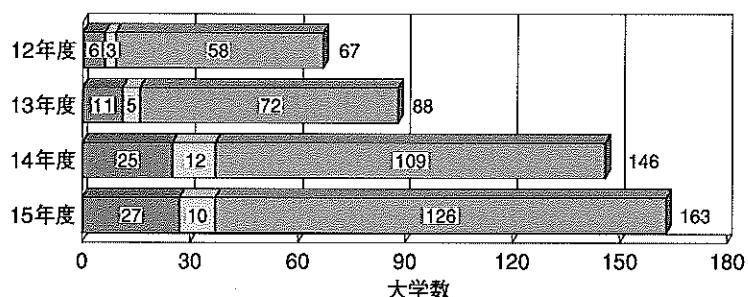
(履修科目の GP × 履修科目の単位数) の総和

履修科目の単位数の総和

GPA はアメリカなど海外の大学で活用されている。日本では表 1 の通り、2003年度現在、163校 (23.2%) が導入している。国立大学では27校 (27.0%)、公立大学では10校 (13.1%)、私立大学では126校 (23.9%) で導入されている。

〈表 1〉 GPA の導入状況

■ 国立 □ 公立 ▨ 私立



〈出典〉 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」2005年3月

3. GPA 導入の経緯

①1997年 大学審議会『高等教育の一層の改善について』

日本において GPA 導入の契機となったのは、1997年の大学審議会答申『高等教育の一層の改善について』である。同答申では、当時の大学における学生の成績評価の基準の問題について次のように指摘した。「学生の成績評価の基準は、全学共通授業などの実施を通じて、各大学等内では客観的基準が形成されつつある面もあるが、現状では、以前として担当教員の主観的な基準による判断に任せられているなど、なお課題が多い。また、現在、学

部教育の質の確保や学生の質の保証が、社会から厳しく求められており、この面からも学習成果の評価について一層の検討が必要となっている。」

このような教員の主観的な判断による成績評価の基準の不明確さに伴う問題や、社会から求められている学部教育や学生の質の保証という課題に対応するための「個々の授業や学習成果の評価のあり方についての改善」の必要性が指摘されたのである。その上で同答申では、1991年の大学設置基準の改正に提示された「1単位は教室外の学習を含めた標準45時間の学習を要する教育内容をもって構成される」という基準を満たすような、事前、事後の教室外での相当時間分の学習を促す指導上の工夫を行うことを求めている。具体的には、次の改革案が提示された。

○オフィスアワーの導入

○ティーチングアシスタントの活用

○履修制度の整備と学生への適切な履修指導の実施

(例えば、学期毎の登録単位数の上限の設定など)

○厳格な学習成果の評価の実施

○単位認定の客観性の確保

(例えば、複数の教員による事前の評価基準の協議など)

このように、大学の成績評価に対する責任の明確化が注目されるようになったのである。

②1998年 大学審議会『21世紀の大学像と今後の改善方策について』

翌年（1998年）の大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改善方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—』では、世界的水準の教育研究を展開し、その期待される役割を果たすことを21世紀の課題として、改革に向けた4つの基本理念を示した。第1に課題探求能力の育成を目指した教育研究の質の向上、第2に教育研究システムの柔構造化による大学の自律性の確保、第3に自律性を支えるための責任ある意思決定と実行を目指した組織運営体制の整備、そして第4に多元的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善である。

この中の第1点目に掲げられた教育研究の質の向上のための課題として、次の4点が指摘された。

- ・課題探求能力（主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力）の育成
- ・学部教育では、教養教育及び専門分野の基礎・基本を重視し専門的教養ある人材として活躍出来る基礎的能力等の育成
- ・大学院では、専門性の一層の向上
- ・（高等教育の普及に伴う学生の一層の多様化に対応し）卒業時における質の確保、国際的通用性の向上等を重視しつつ、教育研究の質の向上と高度化の推進

このような大学像を実現するための方策として、第1に授業設計と教員の教育責任の明確化、第2に成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施、第3に履修科目登録の上限設定と指導、第4に教員の教育内容・教育方法の改善、第5に教育活動の評価の実施が提案された。

同答申の「成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施」の中で、大学の「社会的責任」として、「学生の卒業時における質の確保を図るため、教員は学生に対してあらかじめ各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画とともに、成績評価基準を明示した上で、厳格な成績評価を実施すべきである」ことが述べられている。

ここで言う「厳格な成績評価」とは、事前に学習目標、授業方法、授業計画、そして成績評価基準を明示し、それに基づいて成績を評価することと解することが出来る。その具体的な事例として、シラバスやGPAが紹介されている。同答申では、アメリカでのGPAの事例を紹介し、それを参考にしながら、各大学が状況に応じた厳格な成績評価の仕組みを構築することを求めている。その際、学習指導や生活指導、または退学勧告などの最低限の質を確保する方途としてだけでなく、優秀な成績を修めた学生への表彰制度など、学生の学習意欲を刺激するような仕組みの導入も重要であると指摘している。

③2000年 大学審議会『グローバル時代に求められる高等教育のあり方について』

1999年6月のケルンサミットにおいて「21世紀は柔軟性と変化の世紀であり、すべての人々にとって流動性に対応するためのパスポートは教育と生涯学習である。生涯にわたる学習機会の確保と、学生、教員等の国際交流が重要である」という21世紀の教育のあり方についての理念が示された。また2000年4月のG8教育大臣会合や同年7月に開催された九州・沖縄サミットにおいても同様の趣旨が提示されて、「生涯学習や教育における情報通信技術を活用し、学生、教員等の国際交流などを進めていくこと」が合意された。このような国際的な流れを受け、国内においても、グローバル化時代に対応した教育のあり方の見直しが認識されるようになった。そして高等教育機関においても、その知的資源を世界に向けて発信し、世界の人々に対して高度な知識や技術を伝えることによって、世界に開かれた高等教育機関としての役割をなお一層果たすことが期待されたのである。

このような社会的な要求を受けまとめられた『グローバル時代に求められる高等教育のあり方について』では、日本の高等教育の国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化を図ることの重要性が指摘された。そのための方策として、第1にグローバル化時代を担う人材の質の向上に向けた教育の充実、第2に科学技術の革新と社会、経済の変化に対応した高度で多様な教育研究の展開、第3に情報通信技術（IT）の活用、第4に学生、教員等の国際的流動性の向上、第5に最先端の教育研究の推進に向けた高等教育機関の組織運営体制の改善と財政基盤の確保という5つの視点が提示された。

第1点目の「グローバル化時代を担う人材の質の向上に向けた教育の充実」の視点の具

体的な方策として次の3点を提示している。

- 大学が自校の学生の実態を十分把握し適切な教育目標を設定すること
 - 責任ある授業運営と厳格な成績評価の実施などの教育方法等の改善を行うこと
 - 教育方法や履修指導の改善に向けた取り組みを行うこと
- そして具体的な活動として、GPA やアドバイザー制度(ガイダンスを行う専門のスタッフを設け、学生の履修指導や履修相談に応じる体制)、オフィスアワー、ティーチングアシスタントなどが提示されている。

④2000年 『教育改革国民会議報告書—教育を変える17の提言—』

2000年内閣総理大臣のもとに設置された教育改革国民会議では、同年12月に初等教育から高等教育に渡る教育改革についての提言を取りまとめた。その中で高等教育についての提言の1つとして「大学にふさわしい学習を促すシステムを導入する」という提言が提示された。このような提言がまとめられた理由としては、大学へ入学したにもかかわらず学習に取り組む姿勢が見られない者もいる。その一方で大学も勉強をしていない学生を容易に卒業させているという批判が以前からあるにも関わらず、改善されていない。そこで学生にしっかりと勉強させる取り組みが必要であるということからである。

そこで提言では、学習システムの工夫(教養教育の充実、社会奉仕活動への積極的参加、少人数教育、ティーチングアシスタントの導入、IT の活用など)、語学教育の充実、ダブルメジャー制度の導入、厳格な成績評価システムの導入、大学教員の評価と任期制の導入、就職活動時期の見直しなどが提言された。

そのうちの1つの厳格な成績評価制度の導入では、「学生の学習意欲を喚起し、自ら考える力を育てる観点から、成績評価の厳格化を図るために成績評価制度の導入や、水準に達しない学生の落第、退学など、それぞれの大学にふさわしい学習を促進する取り組みを進める」ことが提示された。

⑤GPA 導入の背景

1997年以降の政策文書の中で指摘されてきた、客観的で厳格な成績評価とその管理、大学教育及び学生の質保証、学生の学習意欲の喚起と責任ある履修の促進を図る体制づくりという点が、GPA 導入の背景にはあると考えられる。

このような要求を具体的に実践するためには、シラバスなどによる教育目標の明示と、学生の主体的で自主的な学習を促す計画的な学習環境及び支援環境の提供、そして、卒業時における質を担保するための適切な成績評価と卒業認定という3本柱が総合的に実践されることが重要である。その1つの重要な柱が GPA である。

4. まとめ —GPA の活用と条件整備—

先導的に取り組んでいる大学としては、国際基督教大学、桜美林大学、山梨大学、青森公立大学などがある。それらの大学での取り組みを分析すると GPA 導入の目的は、第 1 に学生の学習意欲の向上を図ること、第 2 に学生の責任ある履修行為の促進を図ること、第 3 に厳格な成績管理と指導を行うこととまとめることが出来る。すなわち、学生の自主的な学習を促進し維持させるための仕組みという側面と、その学生の成績を管理し、大学の教育の質を確保するという 2 側面があることがわかる。

このような目的を遂行するための具体的な GPA の活用方法としては、次の 4 点にまとめることが出来る。

- 履修指導：履修制限、履修の上限緩和、退学勧告など
- 奨学金、報奨金の審査
- 早期卒業の審査
- 留学、企業（外資系など）への就職

このような方法を活用するに当たって多くの大学で、学生への学習支援体制を整備している。具体的には、アドバイザー制度や学習支援センターなどの導入である。GPA では大学の規定にもよるが多くの大学で「放棄」は原則認められず、「放棄」した場合は GP が 0 となる。つまり「放棄」が多くなった場合、GPA が下がることにある。そのため、GPA を意義有るものにするためには、学生が明確な方向性を持って学習計画を立て、履修を行うような指導や支援が重要となる。そのためには、学生個々のニーズに有ったきめ細かな指導・支援体制が必要である。その観点から、アドバイザー制度や学習支援センターなどの取り組みは注目されるものである。

例えば、桜美林大学では全学生にアドバイザーを配置している。一人の教員が 15~20 名の学生を担当する。履修指導のための面接を学期中に実施し、学生の学習活動を監督し、助言を与える。学生は履修登録前に履修計画をアドバイザーと協議しなければならない。履修登録に際してはアドバイザーの署名が必要である。

また、山形大学では「YU サポートティングシステム」という IT を活用した学習支援制度を導入している。山形大学は県内に 4 つのキャンパスを有しているため、IT を活用して、情報共有の仕組みを作成し、学習支援を行っている。具体的には、GPA 制度とアドバイザー制度（一人の教員が 10~20 名程度の特定の学生を担当）、学習サポート制度（不特定の学生を対象。随時利用可能）と学務情報システム（成績管理やシラバスなどの情報）を結び、学習支援のカルテのような「サポートファイル」を作成し、関係する教職員が情報を共有しながら学生支援を行っていく仕組みである。

GPA はあくまで手段である。GPA を意味あるものにしていくためには、学生の自己学習がその前提にあることが重要である。学生の自己学習を支援する環境づくりと、シラバスや成績評価の基準の明確化などの授業運営の仕組みの工夫という両輪がうまく絡み合つ

ていくことが重要であると思う。

今後 GPA の活用について検討するに当たっては、第 1 にどのようなスパンで GPA を計測するのかという期間の問題、第 2 にアドバイザー制度や学習支援センターなどの支援体制の問題、第 3 に履修制限や履修の上限緩和などの履修登録の問題、第 4 に授業内容の充実やどのような観点で評価を行うのかなどの評価論の問題などの課題を検討することが必要である。